

秋の臨時国会が天王山、全会挙げた取り組みを

——「弁護士報酬の敗訴者負担」法案反対（市民集会／日弁連人権擁護大会）

「弁護士報酬の敗訴者負担」法案をめぐる状況は、今秋の臨時国会が天王山である。

日弁連及び全国の弁護士会は、今回の法案の問題点、特に私的契約に敗訴者負担条項が盛り込まれることによって社会的弱者の裁判利用が萎縮させられる弊害を主張し、それを解消する立法上の措置を求め、新聞意見広告、パブリックコメント（アンケート）募集、市民集会など、市民と連携して多様な取り組みを展開している。

9月28日までに、全国52の単位会と8弁護士会連合会の全てが法案反対の決議・声明を上げた。文字どおり弁護士会挙げての反対運動になっている。

●9/28市民集会に600名参加

日弁連と東京三会は、9月28日、有楽町の朝日ホールにおいて、「弁護士報酬の敗訴者負担法案—このままでは廃案を求める市民集会」を開催した。約600名が参加し、弁護士と市民によるコント、TVで馴染みの「行列のできる法律相談所」の弁護士によるシンポジウムやアメリカの敗訴者負担制度の実情報告、賃金差別裁判やフランチャイズ裁判の当事者および市民運動代表の訴えなど、熱気あふれる集会となった。

当日は、柴山昌彦（自民）、荒木清寛（公明）、築瀬進・佐々木秀典・千葉景子・鎌田さゆり・辻憲（以上、民主）、井上哲士（共産）、福島瑞穂（社民）の9議員が出席し発言した。

柴山議員は、「私的契約の条項で裁判がしにくくなることは、企業のコンプライアンスを高めるためにはマイナス」と述べ、荒木議員は「消費者契約、労働契約の敗訴者負担条項を無効に」と述べた（なお、後刻、荒木議員本人に確認したところ、消費者契約、労働契約は具体例であり、これに限定した趣旨ではないとのことである）。

野党の各議員は、「法案の廃案を」と述べた。佐々木議員は「少なくとも法案の弊害を解消する立法措置を」と述べた。

●日弁連人権大会—反対決議を満場一致で可決

10月8日、宮崎市で開催された日弁連人権擁護大会で、

「弱者の裁判を受ける権利を侵害する『弁護士報酬敗訴者負担』法案に反対する決議」が、満場一致で可決された。

決議は、「少なくとも、消費者契約、労働契約（労働協約、就業規則を含む）及び一方が優越的な地位にある当事者間の契約などに盛り込まれた敗訴者負担の定めは無効とする立法上の措置」などを求め、仮にその措置がとられない場合には法案の廃案を求めている。

●“法案の手直しが必要” 広がる認識

この間の運動によって、政党・国会議員の中にも、与・野党を問わず、「今回の法案は、このままでは成立を許さない」との認識が広がってきている。

10月14日の参議院本会議での民主党の代表質問に対し、小泉首相も法案再検討の必要性を認める答弁をした。問題は、法案の手直しがどこまでなされるかである。

全国の弁護士・弁護士会は、人権大会決議に基づき、あらためて今回の法案のもたらす弊害を解消する立法上の措置を求め、国会議員要請を強化する必要がある。特に、衆議院・参議院の法務委員会、各政党の政調責任者、国対責任者に対する波状的な要請行動が効果的である。

市民の裁判を受ける権利を保障するために、全会挙げでの短期集中的な取り組みが求められている。

（日弁連弁護士報酬敗訴者負担問題対策本部事務局長
齋藤 義房）



9月28日、市民集会でのシンポジウム